

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
料	金	別紙料金表のとおり		
料金の表示方法	客室の壁面に料金表を掲示し、客にその都度料金表を提示する。			
役	客の接待をする場合はその内容	<p>特定少数の客の近くで談笑の相手となり、客の求めに応じて酒類等の飲食物を提供する。</p> <p>特定少数の客に対して、ショーを見せ、聴かせる。</p> <p>特定少数の客の近くにはべり、歌うことを勧奨し、若しくは客の歌に手拍子や拍手をしたり客と一緒に歌う。</p> <p>特定少数の客の近くに位置し、継続して、その客と一緒に踊る。</p>		
	務	常時当該営業所に雇用されている者	○ 名	
提	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	それ以外の者	名	
		主	(ふりがな) 氏名又は名称	接客業務を委託する業者等について記載 (該当がなければ空欄)
			住 所	
遣	(ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名			
供	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容	客に対してカラオケを勧奨し、一緒になって歌う。 客と一緒にダンスをする。	
		時 間 帯	午前 5時00分から 午前 0時00分まで 午後 午後	
の	客室	(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)		
		1号営業の申請については客室の数を記載		
様	客 室	和風のもの 室	その他のもの 室	

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)		
(まあじやん屋のみ記載すること)		
遊 技 料 金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)		
ぱちんこ屋及び 令第8条に規定する 営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 円
	回 胴 式 遊 技 機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じやん球遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	その他の遊技機 ()	につき 円
その他の営業の 遊 技 料 金	遊 技 の 種 類 ()	につき 円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
賞 品 の 提 供 方 法		
提供する賞品のうち 最も高価なもの	(円)	

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)	
料 金	
料金の表示方法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2 (A) は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2 (B) は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2 (C) は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2 (A) 又はその2 (C) の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2 (A) 又はその2 (C) の「料金の表示方法」欄には、その2 (A) 又はその2 (C) の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2 (A) の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- 7 その2 (A) の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 8 その2 (B) の「遊技料金の表示方法」欄には、その2 (B) の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。